

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

## 交付金の概要

地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援します。

### <特徴>

- 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」において、市町村等が作成する活性化計画の目標達成の重要な手段として位置づけ。
- 農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援。
- 都道府県に加え、市町村への直接補助が可能となり、市町村の自主性・主体性が発揮。
- 対象施設間の予算流用や年度間融通により、地域の実情に合わせた整備が可能。
- ワンストップ窓口による手続き事務の簡略化。
- 地域の創意工夫による独自の提案メニューも支援。

事業名	主なメニュー
<b>(1) 生産基盤及び施設の整備</b>	
基盤整備	○農業用排水施設 ○暗きよ排水 ○客土 ○区画整理 ○農用地保全 ○土地改良施設保全 ○林道・作業道
生産機械施設	○新規作物導入支援施設 ○育苗施設 ○農林水産物運搬施設 ○営農飲雜用水施設 ○特用林産物生産施設 ○種苗生産・蓄養殖施設
処理加工・集出荷貯蔵施設	○農林水産物処理加工施設 ○乾燥調整貯蔵施設 ○農林水産物集出荷貯蔵施設
新規就業者技術習得管理施設	○新規就農者技術習得管理施設 ○林業技術研修施設
<b>(2) 生活環境施設の整備</b>	
簡易給水施設	○簡易給・排水施設
防災安全施設	○防災安全施設
農山漁村定住促進施設	○農山漁村定住促進施設
<b>(3) 地域間交流拠点の整備</b>	
地域資源活用総合交流促進施設	○都市農山漁村総合交流促進施設 ○廃校・廃屋等改修交流施設 ○地域資源活用交流促進施設 ○地域連携販売力強化施設
農林漁業体験施設	○農林漁業体験施設
自然環境等活用交流学習施設	○農山漁村体験施設 ○自然環境保全・活用施設
<b>(4) その他</b>	
	○遊休農地解消支援 ○自然・資源活用施設
<b>(5) (1)から(4)の事業と一体となって実施する事業事務</b>	
	○創意工夫発揮事業

### <交付先等>

1. 交付先: 都道府県、市町村
2. 事業実施主体: 都道府県、市町村、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農業協同組合、NPO法人、農林水産業者等の組織する団体等
3. 交付率: 定額

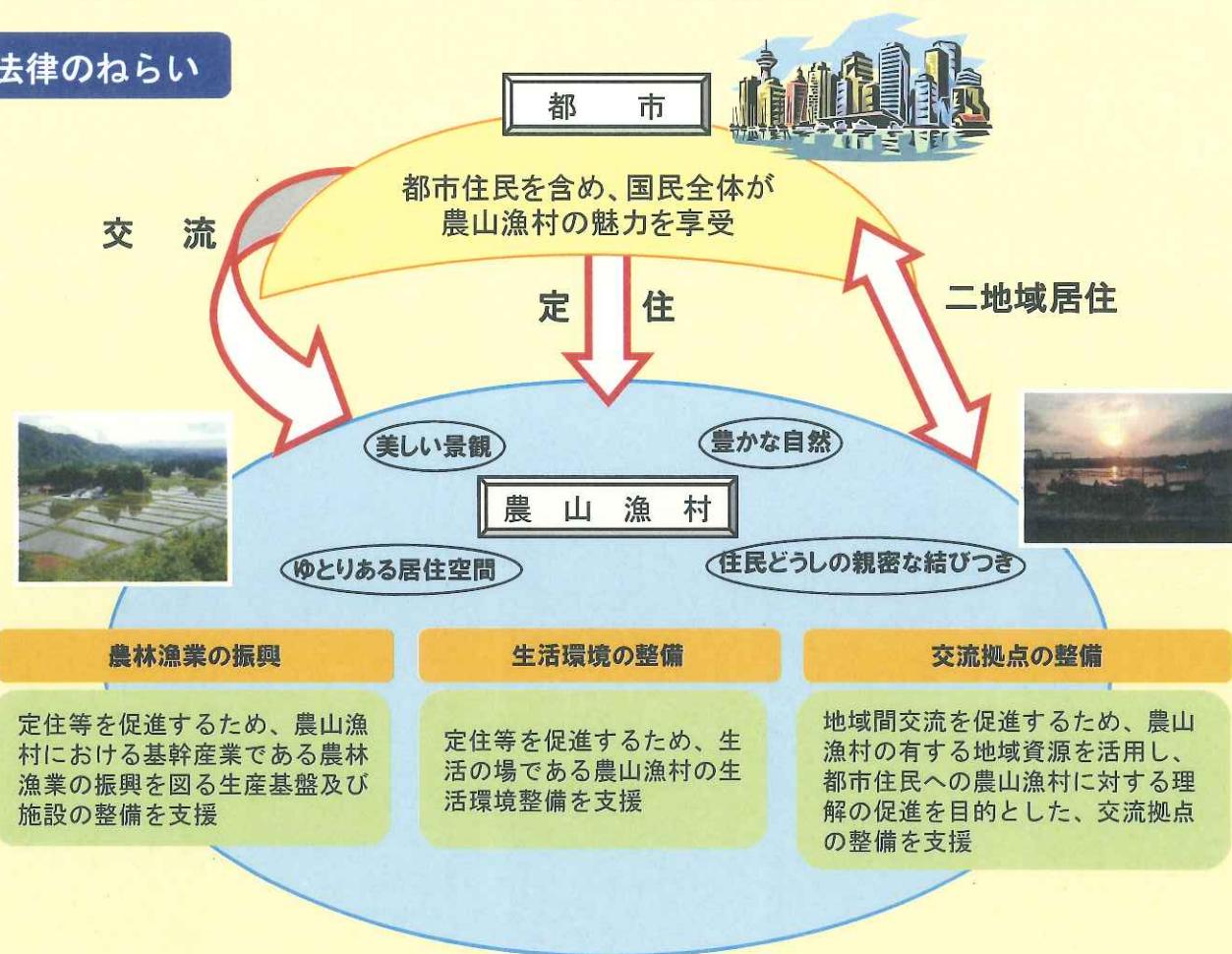
ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、3/10（沖縄県2/3、8/10）（奄美6/10、5.2/10）以内

※平成24年度から、地域自主戦略交付金及び沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

## 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

農山漁村における居住者、滞在者を増やすという新たな視点からの対策を推進するため、地域が行う取組に対して、交付金の交付や施設用地の円滑な確保等の法律上の特例措置をもって総合的に支援するものです。

### 法律のねらい



### 制度のながれ

#### 地域の課題

#### 活性化計画の策定

都道府県又は市町村が単独で又は共同して作成

支援

#### 農山漁村活性化法による支援措置

- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付
- ・市民農園整備促進法に基づく手続の簡略化
- ・施設用地確保のための農林地等所有権移転等に係る手続の円滑化

#### 事業終了

#### 事後評価

## 事業活用活性化計画目標について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の第4の1の(2)の事業活用活性化計画目標の項目は以下のとおりとする。

- ・定住人口の確保
- ・交流人口の増加
- ・滞在者数及び宿泊者数の増加
- ・地域産物の販売額の増加
- ・地域産物の販売量の増加
- ・定住等の促進に資する遊休農地の解消
- ・定住等の促進に資する担い手への農地利用集積
- ・定住等の促進に資する農業用用排水施設等の機能の確保**
- ・定住等の促進に資する基盤整備の円滑化**
- ・定住等の促進に資する農用地の集団化
- ・農山漁村景観を活かした取組の増加
- ・自然環境の保全・再生に向けた取組の増加
- ・定住者又は来訪者の安全確保

### 定住等の促進に資する農業用用排水施設等の機能の確保

設定する目標は計画区域における農業用用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とし、以下により求めることとする。

#### 計画区域における農業用用排水施設等の機能の確保 (ha)

= 計画期間内に農業用用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積 (ha)

### 定住等の促進に資する基盤整備の円滑化

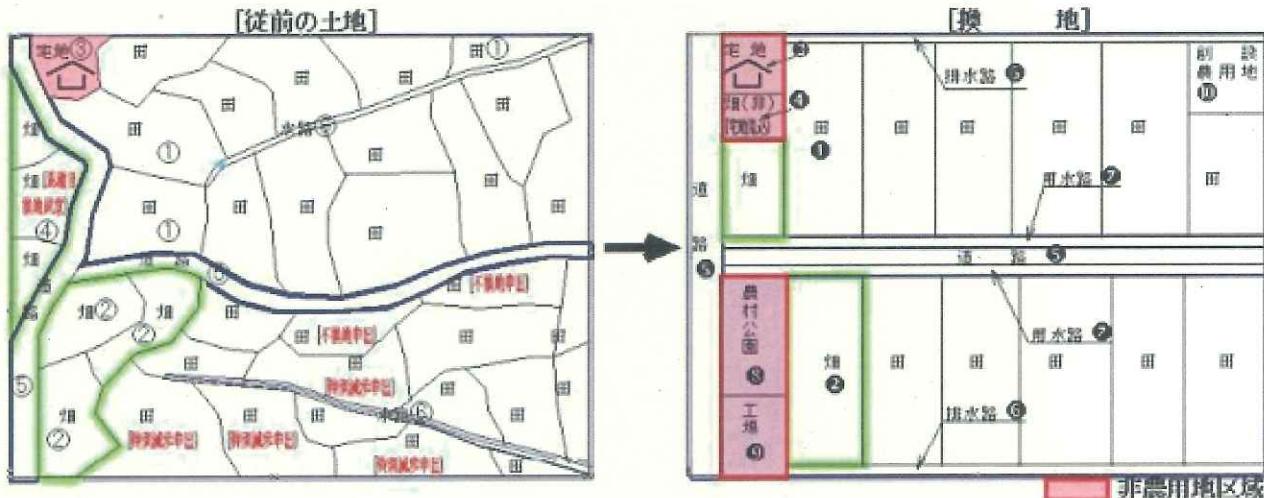
設定する目標は計画区域における区画整理事業又は交換分合着手までの年数とし、以下により求めることとする。

#### 計画区域における区画整理事業又は交換分合着手までの年数 (年)

= 事業実施後、区画整理事業又は交換分合の着手までの年数 (年)

# ほ場整備と農用地等集団化

## ■ ほ場整備(換地処分)のイメージ



### 【換地処分とは】

ほ場整備事業等の実施により、農用地の区画形質の変更に伴い、工事前の土地に対しその土地に代わる工事後の新たな土地(換地)を定め、一定の法手続を経た後、当該土地(換地)を工事前の土地とみなす行政処分です。

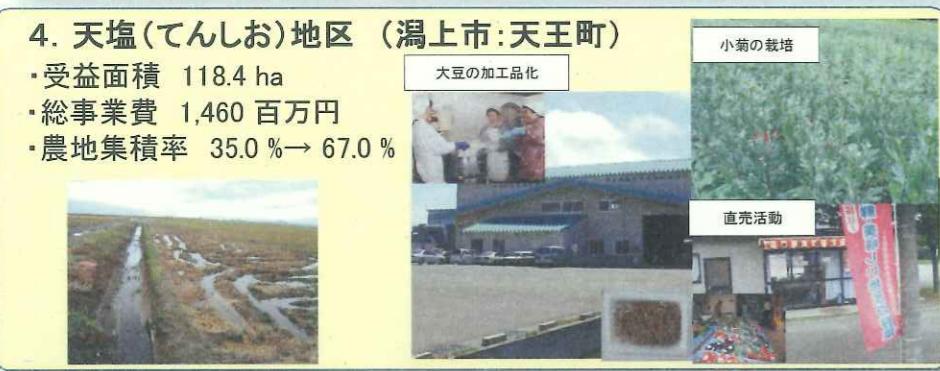
## ■ 農用地等集団化事業

換地処分を行うための事前調査・計画策定事業です。

### ○ 具体的な内容

- ① 地区内農地等状況調査 ②ほ場整備事業実施に向けた合意形成
- ③地区内アンケート調査 ④営農構想作成 等

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金達成状況 位置図



### 2. 万谷(まんや)地区 (小坂町)



### 1. 鹿角第二(かづのだいに)地区 (鹿角市)

公害防除特別土地改良事業



### 6. 羽貫谷地(はぬきやち)地区 (美郷町:旧千畠町)



### 7. 大畑(おおばたけ)地区 (美郷町:旧千畠町)

